

CO₂温暖化論者の不法行為を 問う2つの裁判報告(15)

10.12.8

①東京大学による名誉棄損・憲法違反事件

2010年12月7日(火)、第7回口頭弁論があり、被告東京大学は準備書面(4)を陳述した。その内容は、10月14日付原告による請求の趣旨再変更申し立てに対する答弁に加えて、同日付原告準備書面(3)(①学問の自由違反、②9項目の特徴の代表例批判、③本件違法行為の動機)に対して、答弁する筈であったが、投げやりのような内容だった。

つまり、①については、単に「原告の学問研究の自由と研究発表の自由はなんら制限されていない」と素人のような主張をした。本件では、東大という権威による学問研究への干渉があったかどうか争点である。しかし、これには一切答えなかった。

また、②被告の言う「9項目の懐疑論の特徴」の代表例について、原告は準備書面(3)でどれも真実ではないと反論したが、被告はこれにも一切意見を述べず、答弁権を放棄した。そして、懐疑論の特徴として、首をかしげるような3項目を追加しただけだった。

さらに③の本件違法行為の動機について何も答えず、認否権も放棄した。東京大学は、法学部出身の学長であり、反論するにも撤退するにも堂々として欲しいものだ。

この裁判は、憲法違反という「重要な事情」を抱える名誉毀損事件として、その準備を終え、次回2月には証人申請、次々回(3月?)から証人尋問がなされる予定となった。

添付資料 被告準備書面(4)

第8回口頭弁論、11年2月8日(火)10時、東京地裁411号法廷

②気象学会による論文発表妨害事件

【第一論文 掲載拒否事件】

2010月28日、最高裁判所に、代理人による上告理由書と上告受理申立理由書を提出したが、これらに加えて、上告人による上告理由補充書を提出した(11月22日)。

その内容は、①学問の自由と本件の関係、②本件訴訟経過、③高裁判決における事実誤認、④裁判所による科学論争への介入、⑤本件違法行為の政治的動機、⑥結論、である。

高裁は、編集委員会作成の「査読制度に関する考え方と指針」について、単なる「考え方」とし、「指針」としての拘束力を認めなかったのであるが、その結果、学術研究の成果の発表妨害という憲法23条違反事件となった。

添付書類 上告理由補充書

【第二論文提出と掲載拒否通知】

9月14日、近藤と槌田は、「大気中のCO₂濃度増は自然現象であった II. 関連する事実と理論についての考察」と題する論文(第二論文)を気象学会に提出した。これは、2008年に投稿した論文の後半部分である。

しかし、気象学会編集委員会は、この第二論文の掲載拒否を11月22日に通知してきた。この件については、第二事件となる可能性があり、後日まとめて報告する。